

平成 2 7 年 度 第 2 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日 時 平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 (金)
午前 1 0 時
場 所 大阪市役所本庁舎 屋上(P 1 階) 共通会議室

平成27年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成27年10月30日(金) 午前10時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 屋上(P1階) 共通会議室

○議 題 議第210号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」
議第209号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」
議第211号「大阪都市計画公園の変更について」

○出席者 25名(欠は欠席者)

会長	角野幸博	委員	東貴之
会長職務代理者	橋爪紳也	委員	徳田勝
委員	井上典子	委員	山下昌彦
委員 欠	大久保規子	委員	今井アツシ
委員	加賀有津子	委員	伊藤良夏
委員	嘉名光市	委員	田辺信広
委員	上甫木昭春	委員	前田和彦
委員	島田洋子	委員	多賀谷俊史
委員 欠	塚口博司	委員	新田孝
委員 欠	長尾謙吉	委員	西徳人
委員	長町志穂	委員	明石直樹
委員	花川典子	委員	高山仁
委員	松島格也	委員	永田典子
委員	水谷文俊	委員	小川陽太
委員 欠	吉田長裕		

○臨時委員 2名 高階 宏(議第209号)
外山 久(議第210号)

開会 午前10時00分

○幹事（辰巳） おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めさせていただきます大阪市都市計画局都市計画課長の辰巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々をお願い申し上げます。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、臨時委員といたしまして、議第209号に関しましては、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課長の高階 宏様に、また、議第210号に関しましては、大阪市農業委員会会長職務代理の外山 久様にご出席いただいております。

なお、学識経験者の大久保委員、塚口委員、長尾委員及び吉田委員におかれましては、本日も欠席とのご連絡をいただいております。また、東委員におかれましては、まだお越しただいておりませんが、到着次第、審議に参加させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、次に、本日も審議いただきます予定の議案書がございます。まず1冊目、議第209号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、「議第209号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」に対する意見書の要旨」、さらに、本議案に関連し、「議第209号参考資料」がございます。次に、2冊目といたしまして、議第210号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」がございます。さらに、3冊目といたしまして、議第211号「大阪都市計画公園の変更について」がございます。以上の7点でございます。お手元にごございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。

また、本日は、読売テレビより撮影等の申し出がございますので、あわせてご報告させていただきます。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、議第209号につきましては、臨時委員を含めまして30人中25人の委員の方々が、また、議第210号につきましては、臨時委員を含めまして30人中25人の委員の方々が、さらに、議第211号につきましては、29人中24人の委員の方々がそれぞれご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告

させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、角野会長にお願いしたいと存じます。よろしく
お願いいたします。

○角野会長 それでは、審議に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会
運営規程第8条の規定により、松島委員と徳田委員にお願いしたいと思います。

では、会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長よ
り付議のありました議第209号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第
210号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第211号「大阪都市計画公園の
変更について」でございます。

それでは、議事の都合上、議第210号から審議してまいります。本議案につきまして、
幹事から説明を願います。

○幹事（角田） 都市計画局計画部長の角田でございます。どうぞよろしくお願いいたし
ます。

それでは、議第210号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、ご説明申し上げ
ます。表紙に議第210号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を
有する農地の計画的な保全により、良好な都市環境の形成に資するものでございます。生
産緑地法では、指定の要件としまして、環境機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一
団で500平方メートル以上、かつ営農の継続が可能であることとしておりまして、現在、
約78ヘクタールを指定しております。

今回は、議案書3ページの計画書の一覧表に記載しておりますように、地区の追加1地
区と、区域の一部が減となる区域変更8地区、及び、地区の廃止8地区の合計17地区に
おきまして変更を行うものでございます。

今回の変更に係る地区の位置や具体の区域につきましては、議案書の7ページの位置図、
及び、9ページから21ページの説明図にお示ししております。

地区の追加につきましては、1地区で、面積は約0.09ヘクタールの増となります。議
案書9ページの説明図（1）の東淀川区の豊里一丁目3号について指定の申し出があり、
生産緑地法に定める指定の要件を満たすことから、赤色の区域を地区に追加しようとする
ものでございます。

次に、区域変更の減となるものですが、8地区ございまして、計約0.74ヘクタールの減となります。議案書19ページの説明図(12)のように、平野区の長吉瓜破工区23号など、黄色の区域を地区から削除しようとするものでございます。

地区の廃止につきましては、これも8地区ございまして、計約0.74ヘクタールの減となっております。議案書13ページの説明図(5)の住吉区の大領四丁目4号など、黄色の区域の地区を廃止するものでございます。これらの削除、廃止は、農業従事者の故障などにより営農の継続が不可となったものでございます。

こうした変更の結果といたしまして、大阪市の生産緑地地区は、追加する1地区、約0.09ヘクタール、区域を変更する8地区、約1.36ヘクタールと、今回、変更のない519地区、約75.06ヘクタールを合わせまして、合計ですが、528地区、約76.51ヘクタールとなります。

案の縦覧につきましては、平成27年8月28日から9月11日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○角野会長 ただいま幹事より説明のありました議第210号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○角野会長 それでは、議第210号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

外山委員、どうもありがとうございました。

(外山委員が退席)

○角野会長 続きまして、議第209号につきまして、その内容について幹事から説明お願いいたします。

○幹事(角田) それでは、議第209号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」ご説明させていただきます。表紙に議第209号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

当地区は、地下鉄御堂筋線心齋橋駅をはじめ、御堂筋や長堀通りなどに近接いたします地区で、大丸心齋橋店北館と本館があり、周辺地を含む心齋橋エリアは、大阪の代表的な商業地として役割を担っております。近年、大阪都心のターミナル地区では、都市機能の

更新などが進んでおり、商業地として伝統ある心齋橋エリアについても、さらなる魅力向上、発信が求められております。

また、大丸本館は、古くから御堂筋のシンボリックな建物として市民に親しまれ、心齋橋エリアの商業集積の中核を担ってきたところでございますが、老朽化は否めず、防災の観点からも対応が急務となっております。

当地区北側の大丸北館の区域は、平成15年2月に都市再生特別地区として都市計画決定し、整備されておりますが、今回は、この北館の区域に南側の本館のある区域を追加するものでございます。

当地区は、都市再生緊急整備地域として定められました、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域の中に位置しております。また、平成27年7月には、「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」が公布・施行され、道路の上空または路面下を重複利用区域に定めることが可能となります特定都市再生緊急整備地域に含まれました。

今回、当地区では、地域整備方針にございます「大阪・関西の観光魅力の一層の向上に向けたインバウンド機能を強化する」という整備目標に向けまして、現在の本館が持つ歴史的価値の継承を行いながら、北館と一体的につなぎ建替えることにより、インバウンド対応機能に加えまして、文化体験機能など、多くの人々が交流できる場を新たに創出し、防災機能の強化、地下歩行者ネットワークの強化などにより心齋橋エリアの拠点性を高め、都市の再生に貢献しようとするものでございます。

それでは、都市計画案の内容をご説明いたします。議案書の3から14ページの計画書・説明図1から3、及び、前のスクリーンをご覧ください。

区域の面積は約1.2ヘクタールでございます。容積率の最高限度を1,200%とし、最低限度を1,000%とするとともに、建ぺい率の最高限度を80%、建築面積の最低限度を2,000平方メートルと定めます。

次に、高さの最高限度、及び、壁面の位置の制限について説明いたします。既に決定しております北館部分の規制内容に加えまして、今回、本館部分の高さの最高限度は、高層部4というところで65メートルと定めるとともに、御堂筋側からの外壁の保存位置と高さに合わせて、高さの最高限度をそれぞれ中層部3では31メートル、中層部2では45メートルとし、壁面の位置の制限とともに定めます。心齋橋筋商店街側の壁面の位置の制限につきましては、北館部分と連続させ、2.1メートルと定めます。

次に、北館及び本館の間にごございます大宝寺通りの上空及び路面下に設定いたします重複利用区域についてご説明いたします。前のスクリーンには、南側から北館を見た断面図を中心にお示ししてございます。道路の上空部分といたしましては、道路面から高さ5.5メートルを下限とした上で、上限としては、それより上へ59.5メートルの範囲といたしまして、また、路面下でございませけれども、道路面から地下に2メートルのところを上限とし、それより下へ5.5メートルを下限とする範囲を建築物の建築可能な部分として定めるものでございます。

次に、都市計画案作成に至るまでの主な協議経過についてご説明申し上げます。別冊の議第209号の参考資料1ページ、2ページ、及び、前のスクリーンをご覧ください。

平成26年7月に、事業者より、都市再生特別地区を用いて本館の建替えを検討していきたいとの申し出を受け、事業者と本市の間で、地区の課題整備などの意見交換を開始いたしました。

その後、本年7月に、重複利用区域の活用を前提として、事業者から都市再生特別地区の案、及び、公共貢献要素の提示を受けてございます。その内容は、本館を建替え、北館と一体的につなぎ、拠点性を高める計画でございまして、ウィリアム・メレル・ヴォーリズ設計の歴史的・文化的価値のある本館建物の御堂筋側の外壁保存を核とし、外国人観光客に対応したインバウンドセンターの整備、心斎橋駅地下連絡通路のバリアフリー化、地上歩行者空間の整備、備蓄倉庫の整備、公共的駐輪場の整備、それから、地域と連携したエリアマネジメントの取り組みなどを行い、容積率を1,200%とするとの提案でございました。

本市といたしましては、この事業計画が心斎橋エリアの拠点性を高めるものと評価した上で、インバウンド対応機能や歴史的価値の高い本館建物の内部空間の継承方法などにつきまして、事業者に対し、より詳細に検討するよう求め、継続して協議を行うことといたしました。

その後、本年8月でございませ、事業者から、より詳細な提案がございました。その内容は、歴史的価値の高い内部空間の具体的な継承方法の提示、インバウンドセンターの機能配置も含めました整備計画の提示、館内滞留スペースの確保などの防災機能の充実などでございまして、公共貢献要素がさらに拡充・追加された案となっております。

本市といたしましては、本計画が容積率をベースの1,000%から1,200%とすることとあわせまして、現在の本館が持つ歴史的価値の継承や外国人観光客の増加など、地域の課

題解決になるとともに、心齋橋エリアの新しい魅力づくりに資するものであり、都市再生に必要と判断いたしまして、都市計画案を作成したものでございます。

続きまして、今回の計画における主な公共貢献要素につきましてご説明いたします。前のスクリーンをご覧ください。

まず、建物の外壁保存についてご説明いたします。

現本館は、大正11年に竣工後、これまでに約二十数段階にわたる増改築を経ております。外壁保存につきましては、ヴォーリス設計による、戦前の全体像をとどめる、昭和8年に竣工した第3、第4期の完成部位でございます、御堂筋側の全面、及び、大宝寺通りと清水通りの3面に連なる外壁を現位置で保存いたします。また、御堂筋の都市景観への配慮として、高層部はセットバックいたしまして、保存外壁と引き立て合うデザインとなるよう検討してまいります。なお、解体前に外装材の全面調査を行い、剥落防止処置を施すとともに、既存、躯体に対し補強するなどの技術的な対応を行い、外壁保存の安全性を確保いたします。

次に、内部空間の継承についてご説明申し上げます。現本館では、創建時の商業文化を今に伝える内部空間として、御堂筋側の風除室、1階中央部、及び、エレベーターホール、メザニンなどに見るべき特色が多く残されており、アールデコ意匠による石こうレリーフ天井、はり型と一体となった照明デザイン、ステンドグラスなど歴史的・意匠的価値の高い部位・部材が存在してございます。そのような部位に対しまして、今後、詳細調査を行い、原形をとどめて採取可能な部材と採取が困難な部材を見定め、採取可能な部材については現物による再利用とし、採取が困難な部材につきましては、原形の型取りの上、再現いたします。

これらの内部空間の継承イメージをご覧ください。特徴的な箇所である現本館の1階中央部天井、エレベーターホールにつきましては、右にお示ししますような空間として、現在の空間を可能な限り継承してまいります。また、新しい建物の規格などに合わない装飾物などにつきましては、現本館の記憶をとどめる重要な要素といたしまして、サロンなどへの移設を行い、活用してまいります。移設する部分の例といたしましては、階段の手すり照明、中央エレベーターの階数表示などを想定しております。

別冊の参考資料3、4ページ、及び、前のスクリーンをご覧ください。

本件につきましては、昨年5月に、日本建築学会などから事業者に対して大丸心齋橋店本館の保存などに関する要望書が提出されております。これを受けまして、本年1月より、

事業者におきまして、ヴォーリズ建築の価値の継承等について、学識経験者の方々の意見を聞くために保存検討委員会を設置し、4回にわたり審議がなされ、先ほどの外壁保存及び内部空間の継承の案を取りまとめております。

次に、国際競争力の強化に資する機能についてでございます。道路上空の重複利用により、一体的につなぐ北館及び本館の9階において、大阪・日本の観光魅力の一層の向上に向け、仮称でございますが、心齋橋インバウンドセンターを整備いたします。その内容につきましては、ワンストップ型観光案内・サービス機能として、観光案内コンシェルジュや、周辺地域と連携した商店街等の免税代行を行う免税一括カウンター、それから、歩道上でのバス待ちによる混雑緩和などに資する観光バスの待合スペースなどで構成するとともに、附帯施設として、日本の伝統文化体験やクールジャパンの発信スペースなどを設けまして、大阪・日本の伝統文化、食文化、ポップカルチャー等を体験できる交流拠点を創出いたします。

それに加えまして、館内の随所で大阪の歴史や文化を体験できる機能の配置や、ICTによる買い物支援サービスを導入するなど、グローバルストアとして館全体の回遊性や利便性を高めます。

さらに、防災機能の強化として、北館の多目的ホールなど約900平方メートルを、災害時に帰宅が困難となった利用者に対し、館内滞留スペースとして提供するとともに、本館9階に備蓄倉庫約80平方メートルを整備いたします。

次に、地下の歩行者ネットワークの強化についてでございますが、現在、心齋橋駅から心齋橋筋商店街へ連絡しております地下通路の拡幅を行い、急勾配のスロープを解消するとともに、福祉対応のエレベーター及びエスカレーターを整備いたします。

次に、地上での歩行者空間の整備についてでございますが、心齋橋筋商店街に北館と連続して約2.1メートルの歩道上空地を整備いたします。また、先ほどご説明申し上げました地下通路の出入り口には、オープンスペースを設け、歩行者の滞留空間とすることとあわせまして、心齋橋エリアの案内を充実させるなど、回遊性の向上を図ります。

次に、環境への配慮といたしまして、本館建物屋上に約900平方メートルの屋上緑化、中層部屋上に約110平方メートルの屋上庭園を整備いたします。なお、中層部の屋上庭園は一般開放し、緑と保存外壁とが調和した潤いのある環境を創出いたします。

次に、公共的駐輪場の整備についてでございますが、地域課題となつてございます地区周辺の放置自転車への対応といたしまして、北館に現状ございます約260台の駐輪場に加

えまして、今回、建替えます本館地下に約390台の公共的駐輪場を整備いたします。

最後に、エリアマネジメントについてでございますが、地域の免税代行、心齋橋エリアの案内サインの設置、放置自転車削減に向けた普及啓発の取り組みなど、地域と連携した取り組みを行うこととしております。

主な公共貢献要素の説明につきましては以上でございます。

案の縦覧についてでございますが、平成27年9月29日から10月13日にかけて行いましたが、別冊でお手元にお配りしておりますが、「意見書の要旨」にございますとおり、意見書の提出が3通ございましたので、その要旨と本市の見解を述べさせていただきます。

1通目でございますが、「大阪の財産とも言える甚だ貴重な文化財産を、現存する内部空間とともに、失われた部分も復元・修復し、オリジナルな、最も魅力ある状態に可能な限りよみがえらせることこそが国際競争力を備えた拠点の形成になることと確信する。現況建物に耐震性その他の課題があることも承知している。安全性、機能性ほかを確保するために犠牲にせざるを得ない部分もある。適切かつ慎重な検討から導かれる結果は、決して元来の魅力を消失してしまうものではない。北館とフロアレベルをそろえること、単純な増床方法の選択、安易な建替えの方針に対し、いま一度、有効に保存していく方向性を大阪市としても社会的公共性を持って、ともに考え、ご提言いただきたい」というものでございます。

この意見に対する本市の見解でございますが、昭和8年にほぼ現在の姿となった現本館は、御堂筋のシンボリックな建物として市民に親しまれておりますが、老朽化は否めず、事業者として新しい耐震基準等への対応や、多くの人々でにぎわう心齋橋エリアの防災の観点からも対応が急務となっております。本市といたしましても、商業集積地として伝統ある心齋橋エリアが、商業地としての歴史・文化を生かしながら、まちの魅力を向上させ発信していくためには、本計画により日本・大阪の文化を体験するなど、多くの国内外の人々が交流できる場を創出し、ここにしかない魅力を備えた新たな拠点の形成を図ることが不可欠と考えてございます。

また、大丸本館の保存につきましても、その歴史的・文化的価値を理解した上で、最大限工夫を凝らし、防災性を向上させつつ、御堂筋に残る大阪の歴史や文化を可能な限り継承する必要があると考えてございます。何より、多くの方々が安心して楽しく交流できる空間をつくってこそ、心齋橋エリアに立地するヴォーリズ建築の価値が生きていくものと考えております。

なお、事業者に対して、本館の価値を可能な限り継承する目的で、今後も引き続き有識者の意見を聞きながら計画を進めるよう、誘導してまいります。

2通目でございますが、「大丸は、内部の装飾を残すと言っているが、自ら「保存」とは言わず、「継承」という言葉を使っているように、そのまま残るのではなく、にせものがつくられて、そこに一部のオリジナルの装飾が移設されるだけのようである。そこには命は宿っていない。この計画を認めることで、かけがえのない建物が失われてしまう。また、この計画では、本館と北館の間にある大宝寺通りの大部分がトンネル状になり、現在、既に両サイドを高いビルに挟まれた細いこの道路環境がますます悪化することが予想される。大阪市にとって極めて重要な歴史的環境や良好な都市環境を維持するために、この計画全体を実施しないよう、切にお願い申し上げます」というものでございます。

この意見に対する本市の見解でございますが、本館の保存に関します意見の部分につきましては、先ほどの1通目の見解と同様でございます。

重複利用区域の活用につきましては、建物間を水平方向につなげることにより、回遊性を高めるとともに、文化体験やインバウンド対応機能を強化し、多くの人々が交流できる場を新たに創出しようとするものです。

大宝寺通りの上空利用による道路環境につきましては、道路交通上の観点から、視認性や安全性を確保することはもちろんのこと、適切な照明計画と道路舗装面の美装化等により快適な歩行者環境とするとともに、通りに面した新本館1階や道路上空フロアの壁面を通して、内部店舗の表情を積極的に街路に表出させるなど、建物の照明計画に工夫を凝らし、新しいにぎわい空間を創出し、あわせて良好な都市環境を形成するものでございます。

3通目でございますが、「従来ある地区を広げるといふことのようなのだが、単に今ある面積を倍にするというだけの内容な気がする。もう少し工夫した中身で検討してほしい」というものでございます。

この意見に対する本市の見解でございますが、本計画は、現在の本館が持つ歴史的価値の継承を行いながら、北館と一体的につなぎ建替えることにより、インバウンド対応機能に加え、文化体験機能等、多くの人々が交流できる場を新たに創出し、防災機能の強化、地下歩行者ネットワークの強化などを図り、心齋橋エリアの拠点性を高め、都市の再生に貢献しようとするものであると考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○角野会長 ただいま幹事より説明のありました議第209号の議案につきまして、ご意見、

ご質問はございませんでしょうか。

はい、じゃあ小川委員、お願いします。

○小川委員 すみません、市会議員の小川です。

意見書の要旨なんかも説明をいただいたんですが、今回の特区で大丸を建替えて新しい機能を導入すると、これは待ったなしだということなんですけども、その一方で、意見書では、大丸本館の歴史的価値が非常に高いということが述べられていました。意見書では、外壁のみ保存し、内部については建替えた上で既存建物の再利用可能な部分を取り外して使用し、そのイメージを継承したデザインにとどめるという趣旨の内容では、内部空間の筆舌しがたい魅力を持つ大丸心齋橋店本館においては、そういったことがされようとしているのは甚大な文化的損失と、こういうふうに書かれた意見が出されているんですね。これは、建替えによって、やはり、言われてるような文化的損失につながるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○角野会長 ただいまの質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（辰巳） ご承知のように、大丸本館は古くから御堂筋のシンボリックな建物として市民に親しまれておりますし、心齋橋エリアの商業集積の中核を担っていると考えております。事業者が行いました、有識者によります保存検討委員会においてもまとめられておりますとおり、ヴォーリズの設計によります御堂筋側の外観は、ネオゴシック様式を基調としまして、また、玄関など至るところで飾られているアールデコ式の意匠を有しております。このようなデザインは、1階の店内にも導入されておりました、これらが本建築の特色となっておりますと認識しております、市としても歴史的価値が高いと認識しております。

その一方で、やはり老朽化は否めず、防災の観点からも対応が必要であると認識しております。

○角野会長 小川委員。

○小川委員 この写真を見て、やっぱりあかんというふうに感じるんですけども、外壁残って、上に、によきと建てるというのは。内装の話がされてて、私も南海沿線に住んで、高島屋はよく小さいときから連れていってもらってたんですけど、たまに大丸行ったときにゴージャスな感じ、言い知れぬ、何かすごいなと思いましたし、今も大丸本館行って、下りは、僕、階段使うんです、下りるときは、階段の手すりが石で、すごくさわると気持ちいいというか、きれいな建物なんですね。今いろいろおっしゃいましたが、

やはり安全性と言いながら経済性、こういったところにやはり重点が置かれているのではないかとわざわざを得ないというふうに思います。

お伺いしたいんですけども、大丸心齋橋本店は、現在の基準や規制に照らして建替えしが残すことはできないのでしょうか。いわゆる耐震性の工事や、そういったものでは対応が全くできないというものなんのでしょうか。教えてください。

○角野会長 幹事、お願いします。

○幹事（辰巳） お尋ねの大丸本館ですけれども、先ほどもご説明ありましたように、昭和の初期、大正の後期に建ち上がりまして、もう今で築90年以上がたっておりまして、老朽化が進んでいることもございまして、耐震性につきましては、この館の特性であります来館者の安全性を踏まえますと、もう一段の耐震性能が求められるレベルであると聞いております。

○角野会長 小川委員。

○小川委員 今のご回答で言えば、建替えをしなければ存続することができないことはないというご回答やったと思うんですね。世界遺産とか世界のいろんなまちなみが残っていると。世界遺産なんか、この問題があっているいろいろクリックしてたら、プラハのまちなみなど本当にすごくきれいなまちなみ残っているなど、残しているなというふうに思ったんですけど、大阪市として、できる限り、可能な限りとかいろいろ言っていましたけども、この歴史的・文化的な建物についてね、何か、どうやって残していくねん、どうやったらそれが次の世代へと引き継がれていくか、今、90年がたって、耐震性が非常に心配という話があったんですけども、90年歴史重ねたものをつくりかえてしまうと、またそれが90年の歴史を積み重ねようと思ったら90年かかるわけで、歴史的・文化的な建物に対して、一体どういうふうに考えて、まちづくりというものを考えているかというのがお答えできますか。

○角野会長 幹事、どうですか。

○幹事（角田） 歴史的・文化的価値のある建物、これを、どう保存を考えていくかというお尋ねだと思います。

もちろん、先ほどから幹事のほうから申し上げておりますように、その価値、今回の大丸本館についても価値はあるというふうな認識は持っているわけですが、やはり建物も含めまして、まちなみというのは、その時々表情を持ちながら、そのときの地域というか社会状況にあわせて変遷していく部分もあるかと思っています。その中で、こうい

ったものをどう残していくか、あるいはどう活用していくかということが大切と認識して
ございます。

今回の建替えにつきましては、先ほど委員のほうから、建替えしか選択肢がないのかと
いうふうにお尋ねもございましたが、確かに費用等いろいろなことを考えて、現存のまま、
例えば耐震性を向上するという方法も技術的には可能かとは存じますけれども、それであ
りましたら、例えば、もう内装はほぼ残らないような、つまり補強材のために、商業空間
としての価値、もしくは、先ほどからご説明してございますような内装空間の保存という
のがほとんど不可能な状態になるというふうなことも聞いてございます。

したがいまして、今回の私どもの判断といたしましては、やはり建替えという手法を用
いながら、先ほどから申し上げております、歴史的価値をできる限り残すような手法、今
回の建替えの手法を都市計画案として提案させていただいたということでございます。

以上でございます。

○角野会長 小川委員。

○小川委員 今のご答弁で言うたら、これが最善なんだということなんですけども、工事
の手法、技術的に不可能というのは、この間いろんな、地下鉄のホーム可動柵なんかでも
不可能や言われてたんができてしまったりとかしてきたので、それはないというふうに思
うんです。耐震をするためには、内装や何やをもう全部アウトにしてしまわないとできな
いということは、僕はないというふうに思います。だから、そこで、行政が果たす役割と
いうのは、やっぱり文化的価値をしっかりと守るという立場で、それをいかに残す施策を
打てるかと、こういうことが大切ではないかなと。

調べてたら、大阪市も、この「生きた建築ミュージアムフェスティバル」というのを今
年もされてまして、ここにも大丸心齋橋店本館は選ばれています。この事業の趣旨、一番
最初に書いてあるんですけども、近代建築をはじめ、大阪の歴史、文化、市民の暮らしぶ
りといった都市の営みの証であり、この要項はということですね、営みであり、さまざま
形で変化、発展しながら今も生き生きとその魅力を物語る建築物等を通して国内外の人々
を引きつけるクオリティの高いにぎわいへとつながる新たな都市魅力を創造、発信する事
業ということで、そこに大丸心齋橋本館が選ばれているわけで、これはやっぱり大阪市に
とっても大きな文化財だというふうに認めて、大阪市自身も認めてるし、認められている
というふうに感じてると思うんですね。

こういうことを踏まえて、そもそも説明にあったように、この都市計画の決定、変更は、

事業者からこういうふうに住替えたいからだということで持ちかけられて、そのときに、できるだけ内装も壁面もという話をしましたよというご説明であったんですけども、やっぱり都市計画、事業者はなかなかね、経済性なんかも出てくるんですけども、行政というのは、100年、200年続けていって、そのまちをどうデザインするかという事業に携われる部署なので、こういう都市計画というものは、事業者からの要請で変更するんじゃなくて、それをきっかけにして、やっぱり大阪のまちや御堂筋のまちがどうあるべきかということ踏まえて都市計画の変更や決定などをしていくべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○角野会長 幹事、お願いします。

○幹事（辰巳） 今回、都市計画の内容として上げさせていただいております都市再生特別地区と申しますのは、民間の創意工夫を生かしまして、都市の再生に資するまちづくりを誘導していくという手法でございます。今回のこのエリアにつきましては、特定都市再生緊急整備地域に指定されておまして、それにつきましては地域の整備方針という考え方も整理されておまして、そこの中では、例えば大阪・関西の観光魅力の一層の向上に向けたインバウンド機能を強化するなどといったものが上げられておまして、今回の計画は、この目標の実現に向けまして、現在の本館が持っております歴史的な価値を可能な限り継承を行いますとともに、ご説明もさせていただきましたとおり、インバウンド対応機能でございますとか文化の体験の機能などを新たに創出いたしまして、加えて防災機能の強化でありますとか地下歩行者ネットワークの強化も図りまして、心齋橋エリアの拠点性を高め、都市の再生に貢献するものであると大阪市として判断し、今回の都市計画変更を行うものとさせていただいているところでございます。

○角野会長 小川委員。

○小川委員 民間の創意工夫ということで、観光の魅力をつくり出すと言いますが、やっぱり民間企業は、どうしても経済性を担保せなあかんということになりますので、今回のような案になってしまわざるを得ないのかな。そのときに、守らなあかんもんは一緒に手携えて力出して守っていくとか、必要なインバウンド機能なんかが求められているのであれば、そういったものを整備していくということが、やっぱり大阪市に求められた役割だというふうに思うんです。

御堂筋のまちなみ守るという観点がもっとこだわって必要であったのではないかとというふうに指摘をし、観光魅力というのは、この大丸の議論でもそうですけども、そのまちが

醸成されてでき上がった、90年到達したからあるあの丸で、そのまちの周りのにぎわいというものを、外国人インバウンドも感じるし、魅力に感じてるといふふうに思います。ぜひ、そういう観点でもって、都市計画というのであれば、そういう立場で大阪市は取り組んでいただきたいとお伝えしまして終わります。

○角野会長 そのほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

(発言する者なし)

○角野会長 それでは、議第209号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○角野会長 異議ありですね。ご異議があるようですので、臨時委員の高階委員も含んだ人数での採決といたします。

議第209号議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○角野会長 挙手多数でございますので、議第209号議案は原案どおり可決されました。

高階委員、どうもありがとうございました。

(高階委員が退席)

○角野会長 続きまして、議第211号につきまして、その内容について幹事から説明を願います。

○幹事(角田) それでは、議第211号、「大阪都市計画公園の変更について」ご説明させていただきます。表紙に議第211号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、浪速区日本橋西及び恵美須西地区におきまして、公園の配置及び機能について検討いたしました結果、街区公園2・2・261号関谷町公園を廃止するとともに、街区公園2・2・261号日本橋西公園を追加し、街区公園2・2・426号馬淵町公園の区域、種別及び名称を変更しようとするものでございます。

議案書7ページの説明図をご覧ください。

黄色で塗ってございます部分が関谷町公園をお示ししており、今回、都市計画公園から削除される区域で、また、赤く塗ってございます部分ですが、日本橋西公園及び馬淵町公園として追加される区域でございます。

具体的には、街区公園2・2・261号関谷町公園、これは面積約0.88ヘクタールでございますが、これを廃止し、この関谷町公園を代替し、街区公園機能を確保する、そのため

に近隣の市営住宅跡地に街区公園 2・2・261号日本橋西公園、面積約0.25ヘクタールを追加いたします。ここで地域住民が憩える休養施設、子供たちが遊ぶことのできる遊戯施設等を整備する予定でございます。

また、街区公園 2・2・426号馬淵町公園についてですが、公園に隣接いたします大阪市立恵美小学校が廃止されることから、この小学校用地を既存の馬淵町公園の区域に追加し、面積約1.6ヘクタールの近隣公園として、スポーツレクリエーションを行うことのできる多目的広場等を整備する予定でございます。これにより公園機能の向上を図ろうとするものでございます。

なお、当該地区を含む日本橋中学校区では、小学校の小規模化が深刻化していることから、本市では教育環境の改善のため、日本橋小学校と恵美小学校を統合し、日本橋中学校との小中一貫校を設置する計画を進めてございます。小中一貫校の設置にあたりましては、当該中学校に隣接する関谷町公園を学校用地として転用する必要があり、このような背景を踏まえまして、当該地区における公園の配置及び機能について検討した結果、本案のとおり変更しようとするものでございます。

これにより、都市計画公園といたしましては、面積は全体で約0.3ヘクタールの増となるとともに、新たに近隣公園が設置されることとなりまして、地域住民にレクリエーションや憩いの場を提供し、この地域の公園機能の向上が図られるものと考えております。

具体的な公園の整備内容につきましては、地域の皆さんの声を聞きながら進めていくこととしてございます。

また、廃止される関谷町公園は学校施設となることから、防災機能については維持され、さらに、学校教育に支障のない範囲において地域コミュニティの形成の場となるよう、地域に開放することも予定してございます。

今回、この公園の変更の案の縦覧につきましては、平成27年8月28日から平成27年9月11日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○角野会長 ただいま幹事より説明のありました議第211号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

多賀谷委員、お願いします。

○多賀谷委員 おはようございます。ご苦労さまでございます。自民党の多賀谷でございます。

私のほうから、この議第211号につきまして、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

この関谷町公園につきましては、地元の住民の方々から公園を残してほしいという陳情が市議会のほうに提出されております。関谷町公園は、グラウンドのほかに芝生や遊具が整備された公園です。お年寄りの憩いの場として、また、子供たちの遊び場として地域住民に非常に親しまれていると聞いております。公園内には立派な桜も植樹されておまして、花見でにぎわうこともあり、公園に対する強い思いから陳情が行われております。私ども会派としましても、こうした地域の思いを今後の整備につきまして大阪市が受けとめていく必要があると考え、継続審査とさせていただいております。

今回の計画では、関谷町公園の代替として日本橋西公園と馬淵町公園が整備され、規模や機能は一定確保されているんですけども、その整備にあたりましては、公園利用の実情や地域住民の声を真摯に受けとめていただいて、整備内容などをしっかり説明しながら進めていただきたいというふうに思っております。

日本橋中学校の現状を踏まえると、小中一貫校について、設置は必要と考えておりますけれども、関谷町公園の学校敷地への転用と、代替となる2つの公園計画について認めますが、ただいま指摘したことにしっかりと取り組むことを強く要望しておきたいと思っております。

そして、教育委員会も出てこられていると思っておりますけれども、教育委員会につきましては、保護者の思いを酌み取っていただきながら、3小1中の小中一貫校にも取り組むことを、この場におきまして要望させていただいて、意見とさせていただきます。

○角野会長 ただいまのご意見、ご要望と理解してよろしいですね。

○多賀谷委員 はい、ありがとうございます。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

永田委員、お願いします。

○永田委員 おはようございます。公明党、永田でございます。よろしく願いいたします。

今お話のございました関谷町公園を廃止することに関しまして、当地区の学校の状況から考えますと、日本橋中学校との施設一体型小中一貫校の設置や、そのための関谷町公園の転用、また、その代替公園の計画は必要だと思われそうですが、先の市会において、一部住民の方々から公園を存続してほしいとの陳情が提出されております。私からも改めて、関

谷町公園を廃止して、その代替として新たに2つの公園を設置することに関しまして、地域住民への説明はどのように行ってきたのか、また、これから新たに整備されます公園につきましても、地域の方々のご要望にどのように応えていくおつもりがあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○角野会長 では、ただいまの質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○説明者（合田） 建設局公園緑化部調整課長の合田でございます。私のほうからお答えさせていただきます。

今回、関谷町公園を廃止し、その代替として日本橋西公園と馬渕町公園を設置することに関しましては、日本橋中学校との施設一体型小中一貫校の設置に関する一連の事業として、教育委員会と浪速区役所により、7月に3回地元説明会を開催し、そこで出たご意見やご要望にお答えするために、再び8月に2回、計5回、説明会を実施してきております。

その結果、広田住宅跡地や恵美小学校用地に新たに整備される公園について、関谷町公園と同様に桜や芝生のある良い公園にしてほしいというご意見があった一方で、関谷町公園の近隣にお住いの方々の中には、これまで愛着を持って利用してきた公園を残してほしいというご意見があったとも聞いております。その上、先の市会において、一部住民の方から関谷町公園を残してほしいという陳情が提出されました。

今後、新たに整備する公園の計画案の作成にあたりましては、これまで関谷町公園をご利用いただいていた方々をはじめ、地域の方々のご意見をお聞きしながら、例えば遊具やベンチなどの施設計画、関谷町公園にある桜や芝生なども含めた植栽計画など、具体的な整備内容について可能な限りご要望にお応えし、これまで以上に親しみを持ってご利用いただける公園となるよう努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○角野会長 永田委員、お願いします。

○永田委員 ありがとうございます。

私も現地に行かせていただいて、公園の状況を見させていただきました。これまで5回説明会を開催されているとのことでしたが、先の市会で陳情が出されているということからもわかりますように、地域の方々の関谷町公園に対する思いを今ご説明いただきましたが、そのことをしっかり真摯に受けとめていただきまして、地域の皆様のご理解を得る努力を引き続きお願いしたいと思います。

また、その上で、今回の計画につきましては認めさせていただきたいと思いますが、新たに整備する公園に関しまして、地域の皆様の住民の声をしっかり聞いていただきまし

て、また、意見も聞いていただきながら、公園の整備を進めていただき、また、お子さんから高齢者の皆様、あらゆる方々が憩える、そういう多くの方々が利用できる、親しまれる公園となつていただくように努力していただきたいと思いますので、その辺お願いして私の意見とさせていただきます。

○角野会長 それでは、ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 すみません、小川です。

今回の計画は、公園機能の強化とかいろいろ言つてましたけども、陳情にあるように、まちを変えていくということになります。そもそもこれ、浪速区の日本橋中学校区において小中一貫校をつくつて、3つの小学校と中学校を小中一貫校に統合することが前提になっていたわけです。大阪市内は、連合町会など、おおむね小学校区単位に組織され、小学校は地域活動の中心として機能してきていると。ですから、今回、公園の都市計画の決定なんですけども、やっぱり政策的に学校を統廃合するということとあわせて出てきていると、やっぱり地域のコミュニティなどが一体どうなるのかという観点が必要ではないか、学校の施設を削減し、合理化できるというものではやっぱり決してないというふうに考えています。ですので、当初計画した3小学校のうち、1つの小学校では住民の合意が得られずに統合という運びにはならなかった。

大阪市のような都市においても、さまざまな問題が、今、起きていると。例えば防災の問題なんかで言えば、避難計画や避難所開設訓練など、地域、連合ごとで取り組まれたりしていますけども、こういった計画や活動も小学校単位で考えられていることが多い。特に、小学校は大抵一時避難所になっていますし、今回、2小学校がなくなることで、高齢化は進んでますし、障害者など要支援者が避難するときに、これまでよりは遠くなると、避難所への移動が必要になります。

また、都心などでは、タワーマンションなんか建ったら、大規模な集合住宅ができたら児童数が増加したり、教室を増やすなどということも起きていると。だから、まちをつくる上では、ゆとりというか、車のハンドルの遊びのような部分が要るのではないかと、いうふうに思っています。大阪市が適正配置だといって機械的に統廃合することが問題なんですけども、まちやコミュニティを有機的に捉えて都市計画なんかも決めていくという観点が必要ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○角野会長 幹事、説明をお願いします。

○説明者（笠作） 失礼いたします。教育委員会事務局学校適正配置担当課長、笠作です。よろしくお願いいたします。

今回の都市計画の変更によりまして、公園面積は全体で約0.3ヘクタール増えるとともに、新たに設置されます近隣公園馬淵町公園におきましては、多目的広場等の整備を予定しておりまして、これらの公園を災害時に避難等の用に供することが可能となるなど、防災機能を担うものであることから、防災上の機能は充実されるものでございます。

また、避難所や地域コミュニティの拠点の確保に関する解決策といたしましては、学校施設が地域住民にとって地域コミュニティの拠点であり、災害時における避難所であることから、地域住民が安心して暮らしていただくためにも、地域住民の意見や要望を十分聞きながら、閉校後の学校施設の有効利用等を検討しており、今後、区長と連携して関係先と調整して進めてまいりたいと考えております。

○角野会長 小川委員。

○小川委員 学校は屋内施設でしてね、一時避難所になるところですので、機能が充実するということにはならへんの違うかなというふうに思います。やっぱり地区、この狭い中学校区という単位かもしれませんけども、そこにある公園をよそに移して、それでええやないかということでも、やっぱり都市計画というのではないと思います。政策や、乱暴に、今、大阪市、結構、学校の統廃合なんかを進めていっておりますが、そういったことの政策を優先して、この都市計画が地域のコミュニティや、有機的に結びついたまちを壊すなどというふうな方向でされていくということはあってはならないというふうに意見を申し上げまして終わります。

○角野会長 それでは、ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（発言する者なし）

○角野会長 それでは、議第211号議案につきまして、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。本日、決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行わせてます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時06分

大阪市都市計画審議会委員 松 島 格 也 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 徳 田 勝 ⑩